



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…………… 1
- 規 則**
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 3
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 4

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
退職手当の基本額に乘じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げる。（附則第6項関係）
- 2 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正することとした。<第2条>
昭和47年12月1日時点に在職し、引き続き職員である者に係る退職手当の基本額に乘じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げる。（附則第3項関係）
- 3 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正することとした。<第3条>
所要の整理を行う。（附則第4項関係）
- 4 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正することとした。<第4条>
 - (1) 退職手当の基本額に乘じる調整率の引下げに伴い、平成18年度の制度改正に伴う新制度切替日前日額の保障措置に係る規定を整理する。（附則第2項関係）
 - (2) その他所要の改正を行う。（附則第2項から第13項まで関係）
- 5 この条例は、平成30年3月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）

条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第1号

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附則第8項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例」に改め、「改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下」の次に「この項において」を、「及び附則第7項から第9項まで」の次に「の規定」を加え、「。以下この項及び附則第4項において「条例第49号」という。）附則第3項から第5項まで」を「）附則第3項から第5項までの規定」に改め、「。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。」を削り、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に、「、新条例」を「、沖縄県職員の退職手当に関する条例」に、「附則第7項から第9項まで、附則第6項、附則第7項、条例第49号」を「附則第6項から第8項までの規定、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）」に、「並びに条例第41号附則第4項の規定」を「の規定、沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）附則第4項の規定並びに附則第4項及び第5項の

規定」に改め、「(以下「新条例等退職手当額」という。)」を削る。

附則第3項中「職員のうち新条例」を「職員のうち沖縄県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

附則第6項中「新条例」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第7項中「新条例」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例」に改め、同項を附則第5項とし、附則第8項から第13項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年3月1日から同月31日までの間における第1条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)附則第6項(新退職手当条例附則第8項及び第3条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第7項の規定の適用については、新退職手当条例附則第6項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.35」とする。
- 3 平成30年3月1日から同月31日までの間における第2条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.35」とする。
- 4 平成30年3月1日から同月31日までの間における第4条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.35」と、「104分の83.7」とあるのは「104分の85.35」とする。

規 則

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第4号

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（平成18年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条中「同条例」を「改正条例」に、「改正条例による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「新条例」という。）」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）」に、「新条例第5条の2第2項第2号」を「同条例第5条の2第2項第2号」に、「新条例第8条第1項」を「同条例第8条第1項」に、「新条例第8条第5項」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第5項」に、「新条例第2条」を「同条例第2条」に、「改正条例の施行日の」を「施行日の」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）附則第6項中「100分の87」とあるのは「100分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の83.7）」と、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の83.7）」と、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）附則第2項中「100分の87」とあるのは「100分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の83.7）」と、「104分の87」とあるのは「104分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、104分の83.7）」とを削り、「ものとする」を「ものとし、沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第1号）附則第2項から第4項までの規定は、病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員には適用しない」に改める。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---